

**「(仮称)狛江市生物多様性地域戦略」
の策定について
(中間答申)**

平成 31 年 3 月
狛江市環境保全審議会

目 次

1	はじめに	2
2	本戦略策定の背景と目的	3
3	本戦略の位置付け	4
4	「対象地域」及び「計画期間」	4
5	めざす自然環境像（総合的な目標）	5
6	目標実現に向けた基本方針（基本方針及び施策テーマ）について	6
7	資料	8

1 はじめに

狛江市環境保全審議会は市長から諮問された「(仮称) 狛江市生物多様性地域戦略」の策定について、より専門的かつ具体的な検討を行うため学識経験者や事業者、市民などで構成する狛江市生物多様性地域戦略策定検討部会を設置し、これまでに実施した基礎調査、市民参加型のモデル事業、アンケート調査、現地視察、他自治体研究等の結果を踏まえつつ、広範な角度から検討を行ってまいりました。

この度の中間答申は、本審議会が上述のとおり本戦略の検討を進めている中で、本戦略におけるめざす自然環境像(総合的な目標)や基本方針等の基本的な方向性が定まったことから、検討過程が一定の段階まで進んだものとしてその内容を市長に報告するものになります。

今後、本中間答申で示した基本的な方向性に従い、具体的な数値目標の設定や施策の内容の検討を進めてまいります。

■ 生物多様性地域戦略とは

「生物多様性地域戦略」とは、「生物多様性基本法」第十三条第1項に基づく「市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画」で、生物多様性に係るまちづくりを着実に進めていくためのよりどころとなるものです。

「(仮称) 狛江市生物多様性地域戦略」の策定にあたっては、「生物多様性基本法」第十三条において「生物多様性地域戦略」に定めるものとされる以下の項目について検討し、定めます。

「生物多様性基本法」第十三条第2項に示されている戦略に定めるべき事項

- ① 生物多様性地域戦略の対象とする区域
- ② 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標
- ③ 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策
- ④ 上記のほか、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

2 本戦略策定の背景と目的

狛江市では、平成 25（2013）年 3 月に「狛江市環境基本計画」及び「狛江市緑の基本計画」を改定（平成 11 年策定）し、環境政策及び緑政策の中で生物多様性に係る取組みを進めてきました。

しかしながら近年、生物多様性を取り巻く状況はますます深刻化しています。メダカやアマガエルなど、当たり前身近にいた生きものがいつの間にか姿を消し、狛江市では見られなかったはずの外来種が市域にも侵入・増殖し、在来種の生息・生育をおびやかしています。

一方で、生物多様性や自然環境が私たち人間にもたらす様々な価値・効果は、「生態系サービス」として見直され、地域のまちづくりの資源として活用され、生物多様性豊かな農地で生産された農作物は、生きものはもちろん人にも安全安心な農作物として高付加価値商品として認められるようになっていきます。

こうした生物多様性に係る危機や価値の見直しは、今や全世界の認識となっており、国全体の施策としても様々な分野において進められています。

生物多様性における近年の最も大きな動きとしては、平成 22（2010）年 10 月に愛知県名古屋市で開催された「生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）」がありました。この会議で平成 32（2020）年を目標年とする「愛知目標」が採択され、全世界がこの目標の実現に向けて取組みを進めることが確認されました。

こうしたことを踏まえ、環境省では日本における「愛知目標」の実現に向けた国としての具体施策や数値目標等を示す「生物多様性国家戦略 2012-2020」を策定しています。

また、国土交通省においては、平成 27（2015）年度に閣議決定された国土形成計画、第 4 次社会資本整備重点計画において、「国土の適切な管理」「安全・安心で持続可能な国土」「人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成」等の課題への対応の一つとして、『グリーンインフラ』の取組みを推進することを盛り込んでいるほか、河川を軸に、流域における地域振興も視野に入れた生態系ネットワーク形成の取組みを全国的に展開しています。

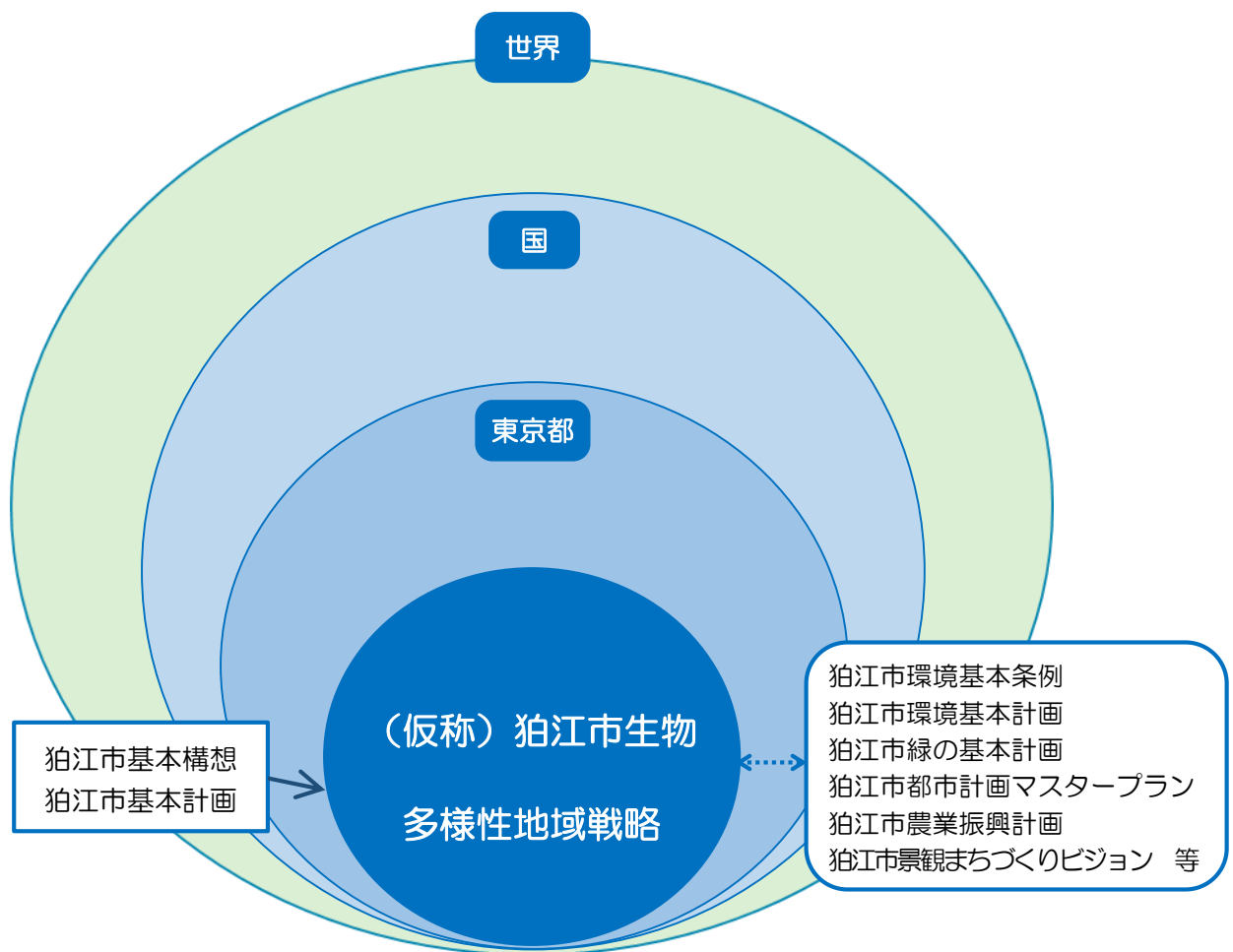
農林水産省においても「農林水産省生物多様性戦略」を策定・改訂し、農地の多面的機能の一環としての農地の自然環境への寄与にとどまらず、生物多様性をより重視した持続可能な農林水産業やそれを支える農山漁村の活性化のあり方について提示し、取組みを推進しています。

更に、東京都においては、平成 24（2012）年 5 月に「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」を策定し、平成 32（2020）年を目標年度として、緑の量の確保だけでなく質を高める施策を重視した取組みを推進しています。

こうした背景を受け、狛江市のまちづくりにおいても、“生物多様性の保全と持続可能な活用”を推進するため、中長期的に市が目指すべき姿、目標やその実現のために必要な取組みを市民（事業者等含む）と行政で共有し、着実に実現していくためのよりどころとして、「(仮称) 狛江市生物多様性地域戦略」を策定します。

3 本戦略の位置付け

本戦略は、「狛江市基本構想・基本計画」、「狛江市環境基本計画」、「狛江市緑の基本計画」、「多摩川利活用基本計画」などを基本としつつ、「狛江市都市計画マスタープラン」、「狛江市農業振興計画」、「狛江市景観まちづくりビジョン」などの他分野の計画や、「生物多様性国家戦略」や東京都の関連計画とも整合をはかりながら、狛江市が自然との共存による地域社会の持続可能な発展をはかるため、生物多様性の保全・活用等に関する方針と施策を示す戦略として位置付けます。



4 「対象地域」及び「計画期間」

本戦略の対象地域は「狛江市全域」とし、計画期間は「平成 32（2020）年度から平成 41（2029）年度までの 10 年間」とします。

5 めざす自然環境像（総合的な目標）

本戦略がめざす自然環境像（総合的な目標）は次のとおりです。

「子どもたちにつなげよう！身近な自然と人の暮らしが寄り添う

「水と緑といのちが輝くこまえ。」

本戦略がめざす自然環境像の姿を次のとおり描きました。

■ 水と緑といのちが輝く

高層ビルが立ち並ぶ新宿から 30 分足らずという好立地にありながら、狛江には自然環境のシンボルでもある多摩川をはじめ、野川、その間をつなぐように伸びる岩戸川緑道、野川緑道、そして駅前には歴史的な背景もある狛江弁財天池特別緑地保全地区などの自然が存在します。これらの自然の拠点や軸が、まちなかのちょっとした緑・水辺によってつながり、多くの生きものの“いのち”が息づき、交流しています。

また、人々は、生きものの生息・生育、人への癒し、気候の調節など、自然がもたらす様々な恩恵への感謝や自然への畏敬の念を持ち、そこに棲む“いのち”を大切にしています。

■ 身近な自然と人の暮らしが寄り添う

狛江の自然は、多様な主体の連携・協働によって、人々の暮らしと調和しながら持続的に守り・育てられており、身近に自然のある暮らしを日常的に楽しむ狛江ならではの自然とのつきあい方が当たり前のこととして根付いています。

また、多摩川の洪水など自然の脅威と向き合いながら、共に歩んできた経験・歴史を活かし、自然生態系を利用した環境保全・防災・減災・地域振興を図るなど、自然が持つ多様な機能を活用した取組みが進んでいます。

■ 自然を将来へ継承する

狛江の自然を将来へ継承するため、市民・市内団体・事業者すべての人々が生物多様性の重要性を理解し、その恵みを活かすのみならず、次代を担う若者や子どもたちとともに大切な自然や経験、機会を残し、伝えています。

6 目標実現に向けた基本方針（基本方針及び施策テーマ）について

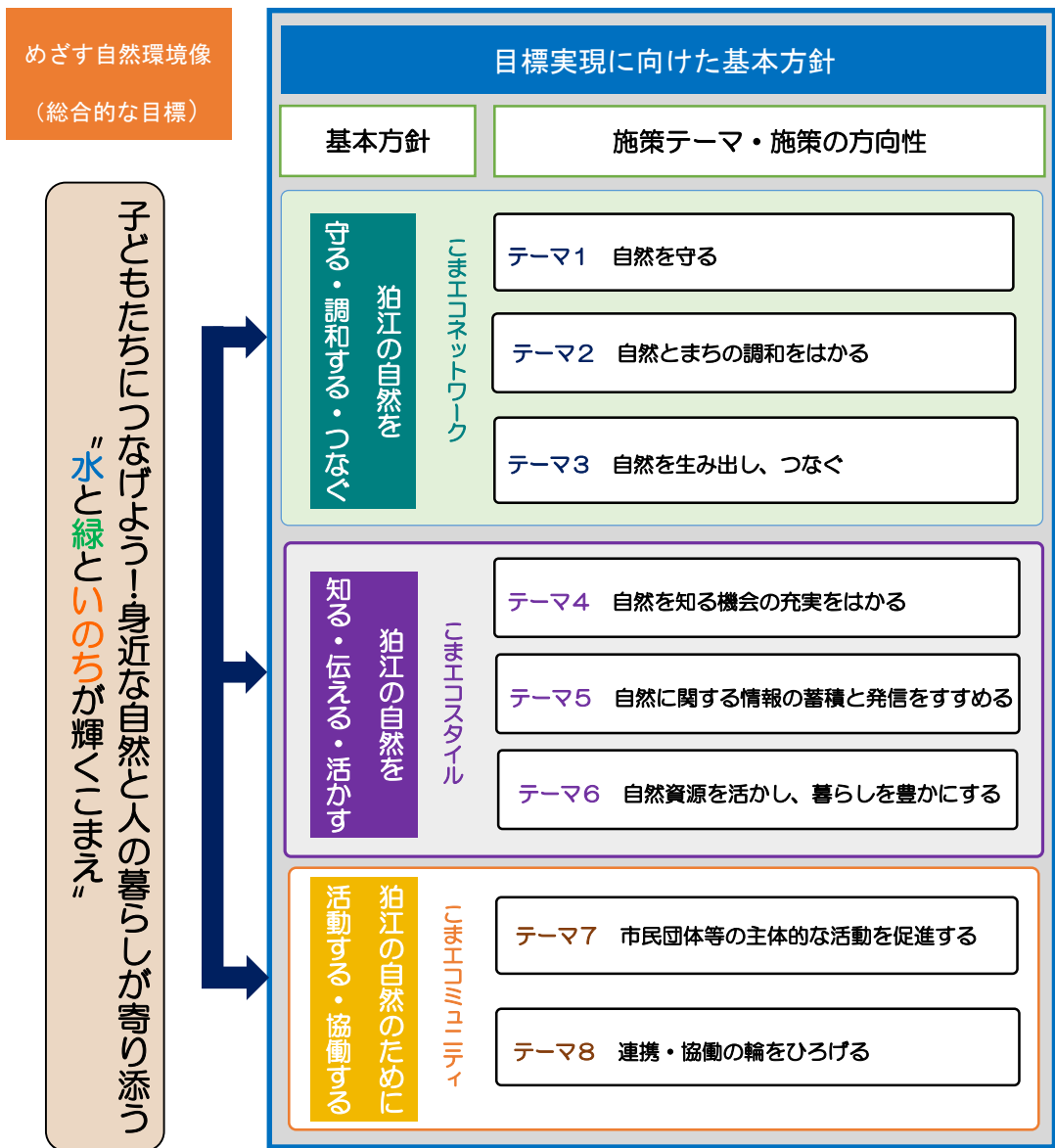
めざす自然環境像（総合的な目標）「子どもたちにつなげよう！身近な自然と人の暮らしが寄り添う『水と緑といのちが輝くこまえ』」を実現するため、以下のとおり3つの基本方針を掲げ、それぞれに施策テーマを定めます。

基本方針	狛江の自然を守る・調和する・つなぐ【こまエコネットワーク】
	都市生態系である狛江の自然（緑や水辺等）について、人の暮らしとの調和を意識しながら保全・維持管理・創出・連続化等を行います。
施策テーマ	テーマ1：自然を守る
	今ある狛江の自然を地域の財産として守ります。
	テーマ2：自然とまちの調和をはかる
	まちの快適性・安全性と調和した自然の持続可能な維持管理・活用をはかります。
	テーマ3：自然を生み出し、つなぐ
	身近にたくさんの小さな自然を作り出し、今ある自然とつなげます。

基本方針	狛江の自然を知る・伝える・活かす【こまエコスタイル】
	狛江の自然を資源として活かす狛江らしい暮らし、経済、教育・学習の実現をはかるとともに、地域の自然を「知る」ための情報の蓄積・発信をすすめます。
施策テーマ	テーマ4：自然を知る機会の充実をはかる
	狛江の自然環境を活かした自然体験や生涯学習・学校教育の充実をはかり、狛江の自然を守り・育て・活かす人材を育てます。
	テーマ5：自然に関する情報の蓄積と発信をすすめる
	狛江の自然に関する情報の蓄積・活用・発信を通じて、自然への理解・関心を高め市民意識の醸成をはかります。
	テーマ6：自然資源を活かし、暮らしを豊かにする
	狛江の自然を守り活かす環境にやさしい生活スタイルを推進するとともに、自然の価値・魅力を活かした地域振興をはかります。

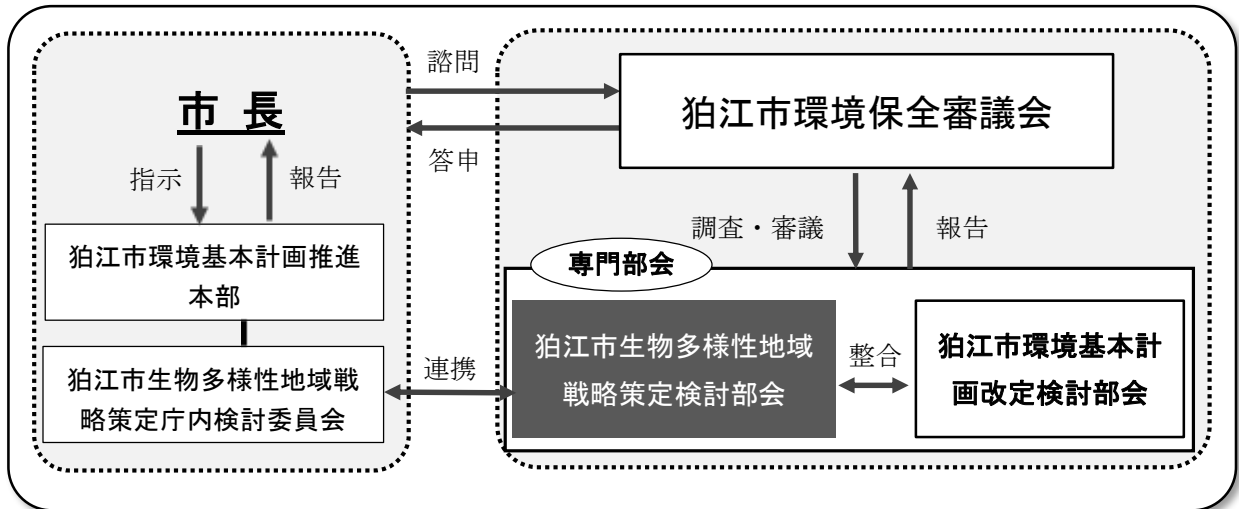
基本方針	狛江の自然のために活動する・協働する【こまエココミュニティ】
	市民団体等による自然との共生に向けた主体的な活動を推進するとともに、市内外の多様な主体の取組みをつなぎ・交流することによって、自然を守り、将来につなげます。
施策テーマ	テーマ7：市民団体等の主体的な活動を促進する
	狛江の自然に対する市民意識の醸成をはかり、市民の関心・パワーを活かした環境保全・管理活動を促進します。
	テーマ8：連携・協働の輪をひろげる
	多摩川・野川の各流域、狛江市周辺など、市内外の関係自治体や自然に係る人・団体等との連携・協働・交流を促進します。

【(仮称) 狛江市生物多様性地域戦略 体系図】



7 資料

■ (仮称) 狛江市生物多様性地域戦略策定の体制図



■ (仮称) 狛江市生物多様性地域戦略策定に係る会議体

狛江市環境保全審議会
狛江市生物多様性地域戦略策定検討部会
狛江市環境基本計画推進本部
狛江市生物多様性地域戦略策定庁内検討委員会

■ 狛江市環境保全審議会 委員名簿

役職	選出区分	氏名	備考
会 長	学識経験者	田中 充	
職務代理		馬場 健司	
委 員	事業者	松村 俊孝	
	市民	加古 厚志	
		杉本 一正	
		世木 義之	
		大門 ミサ子	
		増田 善信	
		薄井 東子	
		松井 美枝子	平成 30 年 7 月 31 日まで
	市職員	清水 明	

(平成 31 年 3 月時点)

■ 狛江市環境保全審議会 開催状況

開催回	開催日	主な議題
第1回	平成30年4月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・「(仮称) 狛江市生物多様性地域戦略」の策定について ・環境基本計画の改定及び生物多様性地域戦略の策定の検討体制について ・平成30年度 環境政策分野の主要な取組みについて
第2回	平成30年9月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・狛江市生物多様性地域戦略策定検討部会の部会員について
第3回	平成31年1月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称) 狛江市生物多様性地域戦略モデル・プロジェクトの実施結果について ・こまえ生きもの探検隊の実施結果について ・(仮称) 狛江市生物多様性地域戦略の策定に係る各会議体の開催状況について ・(仮称) 狛江市生物多様性地域戦略の策定に向けた検討状況について
第4回	平成31年3月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・生きもの調査 調査結果報告について ・市民及び小・中学生アンケートの調査結果報告について ・狛江市生物多様性地域戦略策定検討部会からの中間報告について ・「(仮称) 狛江市生物多様性地域戦略」の策定に係る中間答申(案)について ・中間フォーラム企画(案)について ・平成31年度 環境政策分野の主要な取組みについて

■ 狛江市生物多様性地域戦略策定検討部会 部会員名簿

役職	選出区分	氏名	備考
部会長	学識経験者	葉山 嘉一	
部会員		馬場 健司	
	教育関係者	川崎 貴志	
	事業者	白井 真一	
		白井 和恵	
		小川 保	
職務代理	市民	杉本 一正	
部会員		竹本 久士	
		篠 清治	
		由井 敏雄	
		幸野 智恵	
		市職員	植木 崇晴

(平成 31 年 3 月時点)

■ 狛江市生物多様性地域戦略策定検討部会 開催状況

開催回	開催日	主な議題
第1回	平成30年9月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部会員・事務局紹介 ・ 部会長の選出及び職務代理の指定について ・ 部会の進め方について ・ (仮称) 狛江市生物多様性地域戦略策定に係る体制等について ・ 狛江市内自然環境調査について ・ モデル・プロジェクトについて ・ こまえ生きもの探検隊について ・ 生物多様性に関する市民アンケート(案)について
第2回	平成30年11月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地視察 → 野川・野川緑道・西野川樹林地 → 西河原公園 → 多摩川(狛江水辺の楽校) → 狛江弁財天池特別緑地保全地区(泉龍寺含む) ・ その他、視察中のご意見・情報提供等 ・ 総括
第3回	平成31年1月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3回モデル・プロジェクトの実施結果について ・ こまえ生きもの探検隊実施結果について ・ 生物多様性地域戦略と狛江市の「自然」について ・ 狛江市がめざす生物多様性の目標について
第4回	平成31年3月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民及び小・中学生アンケートの実施結果について ・ めざす環境像について ・ 短期目標の設定について ・ 基本方針について ・ 中間答申について ・ 中間フォーラム企画(案)について

■ 狛江市環境基本計画推進本部 部員名簿

役職名	職名	氏名	備考
本部長	副市長	水野 穰	
副本部長	環境部長	清水 明	
部 員	議会事務局長	小川 啓二	
	企画財政部長	高橋 良典	
	総務部長	上田 智弘	
	市民生活部長	榎本 正樹	
	福祉保健部長	石橋 啓一	
	児童青少年部長	石森 準一	
	都市建設部長	小俣 和俊	
	教育部長	平林 浩一	

(平成 31 年 3 月時点)

■ 狛江市環境基本計画推進本部 開催状況

開催回	開催日	主な議題
第 1 回	平成 30 年 4 月 3 日	・ 狛江市環境基本計画の改定及び（仮称）狛江市生物多様性地域戦略の策定について

■ 狛江市生物多様性地域戦略庁内検討委員会 委員名簿

役職名	職 名	氏 名	備 考
委員長	環境部長	清水 明	
副委員長	環境政策課長	植木 崇晴	
委 員	政策室長	田部井 則人	
	地域活性課長	片岡 晋一	
	下水道課長	一瀬 隆文	
	まちづくり推進課長	三宅 哲	
	指導室長	柏原 聖子	

(平成 31 年 3 月時点)

■ 狛江市生物多様性地域戦略庁内検討委員会 開催状況

開催回	開催日	主な議題
第1回	平成30年9月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生物多様性地域戦略策定庁内検討委員会の設置及び運営について ・ (仮称) 狛江市生物多様性地域戦略策定に係る体制等について ・ 狛江市内自然環境調査について ・ モデル・プロジェクトについて ・ こまえ生きもの探検隊について ・ 生物多様性に関する市民・小中学生アンケートについて
第2回	平成31年1月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 策定検討部会における現地視察実施について ・ 第3回モデル・プロジェクトの実施結果について ・ こまえ生きもの探検隊実施結果について ・ 狛江市がめざす生物多様性について ・ 生物多様性地域戦略と狛江市の「自然」について ・ 狛江市がめざす生物多様性の目標について
第3回	平成31年3月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民及び小・中学生アンケートの実施結果について ・ めざす環境像について ・ 短期目標の設定について ・ 基本方針について ・ 中間答申について ・ 中間フォーラム企画(案)について

■関係例規

○狛江市環境基本条例

(平成9年3月31日条例第5号)

(前文)

狛江市に住み働く私たちは、豊かな自然に恵まれ快適な住環境を生み出すため「私たちがつくる水と緑のまち」の実現に向け発展に努めてきた。しかし、急激な都市化に伴う環境の大きな変化の中で、さらに清らかな空気、きれいな水、豊かな緑などの自然環境をそのまま将来の世代に引継いで行かなければならない。なぜならば、私たち一人ひとりが安全で健康な生活を営むことができる権利、すなわち基本的人権としての環境権を有するとともに、地球環境への負荷の低減に努める義務があるからである。

そのために私たちは、自然環境がもたらす恵みと資源を守り育て、自然との共生が可能な土地利用のもとに、環境に配慮したリサイクル型のまちを創り出し、また、調和のとれた都市環境を築きあげていく必要がある。ここに、市、市民及び事業者が現在並びに将来にわたって果たすべき責務と役割を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定め、「私たちがつくる水と緑のまち」狛江を創造するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全、回復及び創出（以下「環境の保全等」という。）について、基本となる理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保並びに福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、健全で豊かな環境の恵沢を現在及び将来の世代が享受するとともに、将来の世代にわたって維持、継承することを目的として行わなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない環境との調和のとれた社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組みと相互の協力により行わなければならない。

3 環境の保全等は、すべての日常生活及び事業活動において行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全等を図るため、次の各号に掲げる事項に関し、基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

(1) 公害の防止に関すること。

- (2) 大気、水、土壌、動植物等からなる自然環境の保全等に関すること。
- (3) 野生生物の種の保存等、生物の多様性の確保に関すること。
- (4) 人と自然との豊かなふれあいの確保、良好な景観の保全、歴史的文化的遺産の保全等に関すること。
- (5) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に関すること。
- (6) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護、熱帯木材の使用削減その他の地球環境の保全等に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。

2 市は、事業者及び市民が環境への負荷を低減するために、適切な措置を講ずるよう誘導するものとする。

3 市は、環境の保全等を図るうえで、市民及び事業者が果たす役割の重要性にかんがみ、環境の保全等に関する施策に、これらの者の意見を反映するよう必要な措置を講ずるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、環境の保全等について、必要な知識を持つよう努めなければならない。

2 市民は、その日常生活において、環境への負荷を低減するとともに、公害の防止、自然環境の適正な保全及び回復に努めなければならない。

3 市民は、前2項に定めるもののほか、市及び地域社会と協働して環境の保全等に努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷を低減するとともに、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、並びに自然環境を適正に保全及び回復するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、その事業活動に係る製品その他のものが使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するために必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、その事業活動について、市及び地域社会と協働して環境の保全等に努めるものとする。

(国、東京都等との協力)

第7条 市は、環境の保全等を図るため、広域的な取組を必要とする施策について、国、東京都、その他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(市民の申出)

第8条 市民は、環境の保全等に関して、市長に意見を申し出ることができる。

2 市長は、前項に規定する申出があったときは、狛江市環境保全審議会の意見を聴いて、適切な措置を講じなければならない。

3 市長は、申出の内容及び経過を市民に明らかにするものとする。

第2章 環境基本計画等

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、狛

江市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全等について、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 目標及び基本理念

(2) 施策の基本方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、狛江市環境保全審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画を変更する場合に準用する。

(環境配慮指針)

第9条の2 市長は、環境基本計画に基づき、市、市民及び事業者が環境の保全等のために配慮すべき事項を示した指針を策定するものとする。

(環境保全実施計画)

第10条 市長は、環境の保全等に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するために必要な環境保全実施計画（以下「実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

第3章 施策の推進

(施策の策定等に当たっての義務及び総合調整)

第11条 市長は、施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合性を図るものとする。

2 市長は、市の環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、及び推進するに当たっては、会議の設置等必要な措置を講ずるものとする。

(監視体制)

第12条 市は、環境の状況を的確に把握するとともに、そのために必要な監視、測定等の体制を整備するものとする。

(環境影響評価)

第13条 市は、環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業や計画について、環境の保全等に適切な配慮がなされるよう、その事業や計画が環境に及ぼす影響を事前に評価するために必要な措置を講ずるものとする。

(環境監査、管理)

第14条 市及び事業者は、自らの行為に基づく環境への負荷の低減を図るために行う環境管理について、監査（環境監査）を行うよう努めるものとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、事業者に対して、環境監査の結果について報告を求める等、適切な措置を講ずるものとする。

第4章 市民参加等

(情報の収集)

第 15 条 市は、環境の保全に関する施策を、科学的意見に基づいて実施するため、地域環境に関する情報の収集に努めるものとする。

2 市は、他の地方公共団体との交流及び研究機関との連携を図ることにより、環境の保全等に必要な科学的知見の収集に努めるものとする。

(情報の提供及び公開)

第 16 条 市は、地域環境の現状に関する情報、市が策定した施策等及び将来の環境の保全等に寄与する情報について、提供及び公開するよう努めるものとする。

(施策の評価)

第 17 条 市は、環境保全等に関する施策を適正に実施するため、施策の進捗状況を必要に応じて評価するものとする。

(環境学習の推進)

第 18 条 市は、市民及び事業者が環境の保全等について理解を深められるよう、学習の機会、情報の提供、学校教育等における教材の提供等に必要な措置を講ずるものとする。

(自発的活動の推進)

第 19 条 市は、前条に定めるもののほか、市民、事業者又はこれらの者で構成する環境の保全等に関する団体による自発的な学習や活動が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(計画づくりへの参加)

第 20 条 市長は、次の各号に掲げる計画等を策定するときは、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(1) 環境基本計画

(2) 実施計画

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市民の生活及び事業者の活動に係る重要事項

2 前項の規定は、同項各号に掲げる計画等の変更について準用する。ただし、軽易な変更については、この限りでない。

(公表)

第 21 条 市長は、環境基本計画に基づき実施された環境の保全等に関する施策の状況等について、狛江市環境保全審議会の意見を聴き、毎年公表しなければならない。

第 5 章 事業者の義務等

(事業者の義務)

第 22 条 事業者は、環境基本計画にそって、事業を行わなければならない。

(開発事業者等に対する要請)

第 23 条 市長は、環境に大きな影響を及ぼすおそれがあり、かつ、規則で定める事業(以下「開発事業等」という。)については、開発事業等を実施しようとする者(以下「開発事業者等」という。)に対して、あらかじめ協議するよう要請することができる。

- 2 市長は、前項の規定による協議終了後、開発事業者等に対し、当該開発事業等を実施することによる環境に及ぼす影響及びそれに対する配慮の方策を示す書類を提出するよう要請するものとする。
- 3 市長は、前項の書類の提出があったときは、開発事業者等に対し、当該開発事業等を実施することによる環境に及ぼす影響及びそれに対する配慮の方策について、当該開発事業等に関する市民等に対し周知を行い、これらの者の当該開発事業等についての意見を聴き、その内容等を報告するよう要請するものとする。
- 4 市長は、前項の規定による報告があったときは、環境の保全等の見地から、開発事業者等に対し、当該開発事業等の実施に係る環境への配慮について要請することができる。
- 5 市長は、前項の規定による要請をするに当たっては、あらかじめ狛江市環境保全審議会の意見を聴かなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、市長は、開発事業者等に対し、当該開発事業等に係る環境への配慮に関し必要と認める事項について要請することができる。

第6章 推進体制

(環境保全審議会)

第24条 市の環境の保全等に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するうえで必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として狛江市環境保全審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議する。
 - (1) この条例によりその権限に属された事項
 - (2) 環境の保全等についての基本的事項に関すること。
- 3 審議会は、環境の保全等に関する重要事項について、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する委員13人以内をもって組織する。
 - (1) 市民
 - (2) 学識経験者
 - (3) 事業者
 - (4) 環境の保全等に関する行政機関の職員
- 5 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に若干名の調査委員を置くことができる。
- 7 審議会は、原則として公開するものとする。
- 8 審議会は、規則で定めるところにより、部会を置くことができる。
- 9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第7章 雑則

(委任)

第25条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第23条、第24条の規定は、規則で定める日から施行する。

付 則（平成15年3月31日条例第14号）

この条例は、平成15年5月1日から施行する。

付 則（平成25年3月29日条例第15号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

○狛江市環境保全審議会運営規則

(平成10年8月25日規則第33号)

(目的)

第1条 この規則は、狛江市環境基本条例(平成9年条例第5号。以下「条例」という。)

第24条の規定に基づき、狛江市環境保全審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 条例第24条第4項各号に掲げる審議会の組織の内訳は、次に掲げるとおりとする。

- | | |
|-----------------------|------|
| (1) 市民(公募による) | 8人以内 |
| (2) 学識経験者 | 2人以内 |
| (3) 事業者 | 2人以内 |
| (4) 環境の保全等に関する行政機関の職員 | 1人以内 |

2 前項第1号及び第4号の規定により委嘱された委員は、それぞれ市民又はその職等でなくなった場合、委員の資格を失うものとする。

(会長及び職務代理)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(招集)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

(会議)

第5条 会議は、委員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 条例第24条第8項の規定による部会は、審議会から付託された事項について調査審議する。

2 部会は、審議会委員をもって構成する。

3 前項の規定にかかわらず、審議会会長が必要と認めるときは、検討事項に関する関係者等を部会員として加えることができる。

4 前項に規定する部会員は、審議会会長の推薦に基づき、市長が委嘱又は任命する。

5 部会員の任期は、審議会から付託された事項について審議会に報告するまでとする。

6 前各項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、第3条から前条までの規定を準用する。この場合において、第3条、第4条及び前条第2項中「会長」とあるのは「部会長」と、第3条第1項及び第3項並びに前条中「委員」

とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境部環境政策課が担当する。

付 則

この規則は、平成10年10月1日から施行する。

付 則 (平成15年3月31日規則第9号)

この規則は、平成15年5月1日から施行する。

付 則 (平成16年11月11日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成19年3月30日規則第15号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年3月28日規則第4号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年12月25日規則第51号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成23年4月13日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成24年3月28日規則第18号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 (平成25年4月5日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

付 則 (平成26年5月15日規則第26号)

この規則は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。